

平成30年9月定例会

(9月14日)

市長提案理由説明

本日、9月定例会が開催されるにあたり、ただいま議題に供せられました諸案件の説明に先立ちまして、市政運営に関し、若干私の思うところを申し述べさせていただきたいと存じます。

はじめに、先般の瑞穂区現職区長の逮捕につきましては、市民の皆様、とりわけ瑞穂区民の皆様に多大なご迷惑をお掛けし、またご不快な思いをさせてしまいましたことを、市政を預かる市長としまして深くお詫び申し上げます。私的な不祥事とはいえ、組織を束ね、区の全職員に対し倫理の保持や服務規律の徹底を指導すべき区長が逮捕されるという事態は、前代未聞で断じてあってはならず、私としても誠に遺憾に思います。昨日、新たな区長を任命いたしましたが、区役所だけの問題ではなく、市役所全体の危機的状況として改めて組織を引き締め、職員の意識改革を進めるなど、市民の皆様からの信頼をいち早く取り戻すことができるよう、私もその先頭に立って誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。

さて昨今、「数十年に一度」と表現される記録的豪雨や震度6弱以上の地震などの大規模災害が毎年のように発生し、全国各地に甚大な被害をもたらしております。今年に入りましても、平成30年7月豪雨をはじめ、先週の台風第21号による風水害、最大震度7の揺れを観測した北海道胆振東部地震などの

惨禍により数多くの尊い命が失われ、私としても大変心を痛めております。

被災地域には被害の爪痕が深く刻まれ、被災された方々やご遺族の心の傷が癒えるには長い歳月が必要であると思います。改めまして、お亡くなりになられた方々に対し謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災地域の一刻も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

ここナゴヤにおきましても、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されており、また目下台風シーズンを迎える中、「観測史上初」「観測史上最大」を記録する自然災害がいつ発生してもおかしくありません。市民の皆様の生命・財産を守ることは、行政に携わる者の最大の使命の一つであり、大規模災害への万全の備えが急務であると考えております。

《氾濫は唐突に起きたため、人々は逃げる暇が無かった。／土石流は山裾を震わし巨岩を転がし、大木をなぎ倒しながら猛烈な勢いで大地を浸し流れていった。／水が引いた後の河岸には家々ではなく、一面見渡す限り土石流で埋め尽くされた。》

平成30年7月豪雨により甚大な土石流被害に見舞われ、16名もの方々が犠牲になられた広島県安芸郡坂町。本市も災害ごみの収集支援に赴いた同町では、100年以上も前にこの地を襲った犠牲者46名の未曾有の災害を、石碑が今に伝えております。碑銘からは、まさに7月豪雨の光景が脳裏をよぎり、悲劇の歴史が繰り返されたことに悲痛な思いを抱いております。

数百年、数千年に1度といわれる大規模災害でも長い地球の歴史から見れば頻繁に繰り返されています。一方で、人間の一生で見れば、それは「異常」や「想定外」と表現される極めて稀な事象となり、多くの人々が初めて経験することになります。都市基盤整備やハード防災対策が進む中で、とかく何十年

も前の先人たちの災害は、多くの現代人には想像できず、他人事のように受け止められていると感じます。現在、本市ではモデル3区において地区防災カルテの取り組みを進めておりますが、先ずは、地域に潜む危険や地形ごとに異なる災害の歴史を紐解き、地域住民に対し我が身に起こり得る自分事の災害として危機意識の醸成を図っていくことが必要でしょう。そして、その危機意識を具体的行動や対策に繋げてもらうことが重要であると考えております。

6月の大坂府北部を震源とする地震によるブロック塀事故を受けまして、本市では同様の悲劇を防ぐべく、約800人の職員が全学区の通学路を調べて門戸を叩き、ブロック塀の改善啓発を行いました。その甲斐もあり、大勢の市民の皆様から現在までに計1,700件を超えるブロック塀撤去助成に関するお申し込み・お問い合わせをいただいております。私としましては、今回のブロック塀に限らず、職員が率先して地域に出向くこと、家庭を1軒1軒訪問し市民の安心・安全を願う想いを直接届けていくことが、防災の要ともいわれる自助・共助の更なる促進に繋がるものと考えております。

公助を担う我々行政としても、過去にナゴヤが経験した大災害、濃尾地震、伊勢湾台風、東海豪雨を現在の災害対応力に照らして今一度しっかりと検証しておくことが大切でしょう。私自身も、小学5年生のときに伊勢湾台風を経験しました。屋外では暴風で屋根瓦があちこちに飛散し大きな音が鳴り響き、自宅の壁も壊れ約60年経った今でも強い恐怖と不安を抱いたことを鮮明に覚えております。また、先日の台風第21号では伊勢湾台風（ナゴヤで瞬間最大風速45.7メートル）を超える暴風（関西空港で瞬間最大風速58.1メートル）を記録し、北海道胆振東部地震では道内全域に大規模停電も発生いたしました。こうした全国各地の災害も教訓とし、ナゴヤで起きたらと想像力を駆使

してあらゆる事象を想定外にしないことが何より重要であると思います。

ここナゴヤ圏は日本1のものづくり産業集積地として、平成29年の名古屋港貿易黒字額が約7兆円、平成28年の県内製造品出荷額等が約45兆円を誇り、まさに日本の経済発展を牽引するエンジンです。また、日本のほぼ中央に位置し東西交通の要衝でもあり、ひとたび被災し機能不全に陥れば、国全体が経済活動を維持できない事態となるでしょう。再び大災害が発生しても「1人の犠牲者も出さない」、そういう強い気概を職員一人ひとりが持ち、市民の皆様をはじめ、企業、地域コミュニティ、NPOやボランティアなど、ナゴヤで悲劇を繰り返させないために情熱を傾けるすべての皆様とともに手を携えて、日本を支えるNAGOYAの強靭化に向け全力で取り組んでまいります。

それでは、このたびの定例会でご審議をお願いいたします案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回提出いたしました案件は、条例案6件、補正予算3件、一般案件12件の合計21件でございます。

まず、第104号議案「名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正について」でございます。

これは、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおいて就労定着支援等を実施することに伴い、規定を整備するものでございます。

次に、第105号議案「区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部改正について」でございます。

これは、町の区域の設定に伴い、緑区役所徳重支所の所管区域に関する規定を整理するものでございます。

次に、第106号議案「名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について」でございます。

これは、中村区に設置するコミュニティセンターの名称及び位置を定めるものでございます。

次に、第107号議案「名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会条例の制定について」でございます。

これは、下水道事業管理者の附属機関として、名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会を設置するものでございます。

次に、第108号議案「名古屋市屋外広告物条例の一部改正について」でございます。

これは、眺望景観の保全を図るため、広告物等の規格に関して必要な事項を定めるものでございます。

次に、第109号議案「名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について」でございます。

これは、建築基準法の一部改正に伴い、手数料に係る規定の整備を行うものでございます。

続きまして、第110号議案「平成30年度名古屋市一般会計補正予算」から第112号議案「平成30年度名古屋市病院事業会計補正予算」までの補正予算3件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、一般会計でございます。

まず、6月に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震に伴うブロック塀の倒壊による事故を受け、現行の建築基準に不適合のブロック塀等のある保育所及び小・中・高等学校において、ブロック塀等の撤去及びフェンスの新設に係る設計を予定しております。

次に、総合リハビリテーションセンターにおいて障害者の就労定着支援や自立生活援助を新たに実施するほか、地域密着型サービス事業所等の消防設備の整備に対する助成を予定しております。

さらに、軽微な犯罪によって起訴猶予処分となり、福祉的な支援が必要とされた高齢者等を関係窓口につなぎ、必要な支援等を行う再犯防止推進モデル事業を実施し、あわせて債務負担行為を予定しております。

このほか、市民御岳休暇村において平成29年6月の長野県南部の地震により被害を受けたセントラル・ロッジ等復旧工事の設計を予定しております。

これらに対応する財源といたしまして、特定財源として国庫支出金及び震災対策事業基金の取崩し等を、一般財源として前年度からの繰越金を予定しております。

次に、特別会計でございますが、基金会計では財源繰出しに伴う所要額を計上しております。

続いて、公営企業会計でございますが、病院事業会計におきまして、医療事故の賠償金を予定しております。

以上の結果、今回の補正予算は、

| | |
|--------|-----------|
| 一般会計 | 6千8百余万円 |
| 特別会計 | 2千7百余万円 |
| 公営企業会計 | 5千百余万円 |
| 総 計 | 1億4千7百余万円 |

と、相成った次第でございます。

続きまして、一般案件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第113号議案から第115号議案までの3件は「損害賠償の額の決定について」でございます。

これは、名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターにおいて発生した医療事故につきまして、損害賠償の額を決定するものでございます。

次に、第116号議案から第120号議案までの5件は、「指定管理者の指定について」でございます。

これらは、名古屋市清風荘を始めとする公の施設の指定管理者を指定するものでございます。

次に、第121号議案及び第122号議案「名古屋港内の公有水面埋立てについて」でございます。

これらは、公有水面埋立法の規定により、名古屋港港湾管理者から意見を求められた公有水面埋立てについて、異議なき旨の意見を提出するものでござい

ます。

次に、第123号議案「市道路線の認定及び廃止について」でございます。

これは、幸心南第1号線始め13路線を市道として認定し、幸心長池1号線始め7路線の一部又は全部を廃止するものでございます。

次に、第124号議案「訴えの提起について」でございます。

これは、陽子線がん治療施設に係る建築物・治療装置等の運転等管理業務を行う者に対して、短縮された当該業務の期間に係る運転等管理費に相当する金額を支払うべき債務が存在しないことの確認を求めるものでございます。

以上、今回提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げました。

よろしくご審議のうえ、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。